独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社資生堂	コード	4911
提出日	2020/3/6	異動（予定）日	2020/3/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤森　義明	社外取締役	○													○	新任	有
2	石倉　洋子	社外取締役	○													○		有
3	岩原　紳作	社外取締役	○													○		有
4	大石　佳能子	社外取締役	○													○		有
5	後藤　靖子	社外監査役	○													○		有
6	野々宮　律子	社外監査役	○													○	新任	有
7	小津　博司	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	藤森義明氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 武田薬品工業株式会社＊　社外取締役 ボストンサイエンティフィックコーポレーション＊＊　社外取締役 日本オラクル株式会社＊　社外取締役会長 株式会社東芝＊ 社外取締役 （＊は日本における上場会社、＊＊は米国における上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外取締役選任理由と当社における役割・機能＞ 米国および日本の事業会社におけるグローバルリーダーとしての豊富な経験と実績を有しています。日本企業のグローバル化について実践的な知見を当社経営に反映いただくため、同氏を新たに社外取締役に選任します。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。
2	石倉洋子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・積水化学工業株式会社＊　社外取締役 （＊は上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外取締役選任理由と当社における役割・機能＞ 国際企業戦略に関する高い学識や、ダイバーシティの推進等を通じてグローバルな競争力強化やイノベーションを促進する活動に携わってきた経験を当社経営に活していただくため、同氏を社外取締役に選任しています。 同氏は会社から独立した視点で必要な意見を述べているほか、「役員指名諮問委員会」の委員長および「役員報酬諮問委員会」の委員を務めています。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。
3	岩原紳作氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・早稲田大学　法学学術院教授 なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外取締役選任理由と当社における役割・機能＞ 会社法や金融法を中心とした法律知識に加え、コーポレートガバナンスの専門家としての専門知識と経験を当社経営に反映させるため、同氏を社外取締役に選任しています。 同氏は独立的な視点で必要な意見を述べているほか、「役員指名諮問委員会」および「役員報酬諮問委員会」の委員を務めています。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。

4	大石佳能子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・株式会社メディヴァ　代表取締役 ・株式会社シーズ・ワン　代表取締役 ・江崎グリコ株式会社＊　社外取締役 ・参天製薬株式会社＊　社外取締役 （＊は上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外取締役選任理由と当社における役割・機能＞ 長年にわたって国内外で経営に携わってきたキャリアや、現在は主に患者視点から医療業界の変革に取り組んでいる現役経営者としての経験・知見、複数の企業において社外取締役を務めることで積み重ねてきた経験・知見を当社経営に活かすため、同氏を社外取締役に選任しています。 同氏は独立的な視点で必要な意見を述べているほか、「役員報酬諮問委員会」の委員長および「役員指名諮問委員会」の委員を務めています。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。
5	後藤靖子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・株式会社デンソー＊　社外監査役 ・九州旅客鉄道株式会社＊　取締役監査等委員 （＊は上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外監査役選任理由と当社における役割・機能＞ 運輸省（現　国土交通省）でのキャリアやその後に幅広く重職を歴任した経験に加え、事業会社における事業担当や常務取締役CFO、取締役監査等委員を務めた経験と識見によって、監査役監査の客観性や中立性を保つため同氏を社外監査役に選任しています。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。
6	野々宮律子氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・GCA株式会社＊　取締役 （＊は上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外監査役選任理由と当社における役割・機能＞ 米国および日本の会計事務所等での業務経験やM&Aおよび事業開発への従事などによる高い財務・会計知識を有するとともにM&A等を含む経営の知識とビジネス経験を有しています。これらの幅広い経験に基づく豊富な知識を当社経営に反映いただくため、同氏を新たに社外監査役に選任します。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。
7	小津博司氏につきましては、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の「役員の属性」への該当はありません。 同氏の会社法および同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下のとおりです。 ・小津法律事務所 所長（弁護士） ・三井物産株式会社＊　社外監査役 ・トヨタ自動車株式会社＊　社外監査役 ・一般財団法人清水育英会　代表理事 ・一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス　代表理事 ・一般財団法人日本刑事政策研究会　代表理事 （＊は上場会社） なお当社は、「重要な兼職の状況」について、独立性の観点だけでなく「主な職業」その他の観点も加え、多面的に兼職の重要性を判断しています。	＜社外監査役選任理由と当社における役割・機能＞ 法務分野を中心とした経験と識見によって、監査役監査の客観性や中立性を保つため同氏を社外監査役に選任しています。 同氏は独立的な視点で必要な意見を述べています。 ＜独立役員該当状況と独立役員指定理由＞ 同氏は、「4. 補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する判断基準」をクリアしており、十分な独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しています。

４．補足説明

当社は「社外役員の独立性に関する判断基準」（以下、判断基準という）およびこれに付随する「各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準」（以下、軽微基準という）を以下のとおり定めております。本届出書では、軽微基準にしたがい独立役員の兼務先と当社との関係性の記載を一部省略しています。

社外役員の独立性に関する判断基準

株式会社資生堂（以下、当社という）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当社は当該社外役員または当該社外役員候補者が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断します。

1.　現に当社および当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注2）ではなく、かつ過去においても業務執行者であったことが一度もないこと。
社外監査役にあっては、これらに加え、当社グループの業務執行を行わない取締役および会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。
2.　現事業年度および過去9事業年度（以下、これらの事業年度を「対象事業年度」という）において、以下の各号のいずれにも該当していないこと。
①当社グループを主要な取引先としている者（注3）、またはその業務執行者（対象事業年度において一度でもその業務執行者であった者を含む。以下、本項の第②号ないし第④号において同じ）。
②当社グループの主要な取引先（注4）、またはその業務執行者。
③当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた当社の大株主、またはその業務執行者。
④当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた者の業務執行者。
⑤対象事業年度において当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者（対象事業年度において一度でも当該団体に所属していた者を含む。以下、本項第⑥号および第⑦号において同じ）を含む。
⑥対象事業年度において当社グループから多額の金銭その他の財産（注5）による寄付を受けている者。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
⑦当社の会計監査人（対象事業年度において一度でも当社の会計監査人であった者を含む）。なお、会計監査人が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
3. 以下の各号に掲げる者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者ではないこと。ただし、本項の第②号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。
① 当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注6）。
② 当社グループのいずれかの会社の業務執行をしない取締役。
③ 第2項第①号ないし第④号に掲げる者。ただし、これらの業務執行者については、そのうちの重要な者（注6）に限る。
④ 第2項第⑤号ないし第⑦号に掲げる者。ただし、これらに所属する者については、そのうちの重要な者（注7）に限る。

4. 以下の各号に掲げる「役員等の相互就任」の状況のいずれにも該当していないこと。
① 当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の国内外の会社の業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職（注8）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役、監査役（社外監査役を含む）、執行役員またはこれらに準ずる役職（注8）に就任している状況。
② 当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の法人（会社を除く）、その他の団体の業務執行者、役員または役員に準ずる役職（注9）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該団体の役員または役員に準ずる役職（注9）に就任している状況。
5.　前記1.ないし4.の他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
6.　現在において、今後前記1.ないし5.の定めに該当する予定がないこと。

（注釈）
注1：「関係会社」とは、会社計算規則（第2条第3項第22号）に定める関係会社をいう。

注2：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

注3：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
① 当社グループに対して製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社）であって、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先グループの間の当該取引に係る総取引額が１事業年度につき1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結売上高（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあっては、当該取引先単体の売上高）の2%を超える者。
② 当社グループが負債を負っている（または負っていた）取引先グループであって、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する負債の総額が1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結総資産（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあっては、当該取引先単体の総資産）の2%を超える者。

注4：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
① 当社グループが製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループであって、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が１事業年度につき1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%を超える者。
② 当社グループが売掛金、貸付金、その他の未収金（以下、「売掛金等」という）を有している（または有していた）取引先グループであって、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する売掛金等の総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
③ 当社グループが借入れをしている（またはしていた）金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社）であって、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注5：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。

注6：業務執行者のうちの「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

注7：第2項第⑤号ないし第⑦号に掲げる「当該団体に所属する者」のうちの「重要な者」とは、監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人（以下、「各種法人」という）に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員をいう。所属先が監査法人、会計事務所、法律事務所および各種法人のいずれにも該当しない場合には、当該所属先において本注釈前記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注8：「業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職」とは、注2に定める業務執行者、業務執行者以外の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）のほか、「相談役」、「顧問」等、取締役、監査役、執行役または執行役員を退任した者で会社に対し助言を行う立場にある役職を含む。

注9：「役員または役員に準ずる役職」とは、理事、監事および評議員のほか、「相談役」、「顧問」等、理事、監事または評議員を退任した者で当該団体に対し助言を行う立場にある役職を含む。

以上

各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準

株式会社資生堂（以下、当社という）は、当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に付随して、下記のとおり「各種届出書類・開示書類における関係性記載の省略のための軽微基準」（以下、本基準という）を定める。本基準は、社外役員の独立性が十分に高いことが明らかであり、各種届出書類・開示書類（以下、届出書類等という）における詳細な記載を省略しても差し支えないと当社が判断する金額基準等を定めたものであり、届出書類等の社外役員の独立性に係る記載については、原則として本基準に該当するものを省略して記載するものとする。なお、以下において「対象事業年度」とは、当社の現事業年度および過去9事業年度をいう。

1. 主要な取引先に関する記載
各対象事業年度における次の金額が、いずれも1,000万円未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略する。
①各対象事業年度における取引先グループから当社グループへの商品またはサービスの提供に係る取引の総取引額
②各対象事業年度末における当社グループの取引先グループに対する負債の総額
③各対象事業年度における当社グループから取引先グループへの商品またはサービスの提供に係る取引の総取引額
④各対象事業年度末における当社グループの取引先グループに対する売掛金等の総額
⑤各対象事業年度末における当社グループの金融機関グループからの借入金の総額

2. 当社グループから役員報酬以外の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家に関する記載
各対象事業年度において、当社グループが支払いまたは提供した金銭その他の財産の価額の総額が1,000万円未満のものについては、当該事業年度に係る記載を省略する。

3. 当社グループから寄付を受けている者に関する記載
各対象事業年度において、当社グループが支払いまたは提供した金銭その他の財産の価額の総額が500万円未満のものについては、当該事業年度に係る記載を省略する。

4. 配偶者以外の親族に関する記載
4親等以上離れた者（ただし、同居の親族または生計を共にする者を除く）については、記載を省略する。

5. 役員等の相互就任に関する記載
当社の社外役員がその出身会社の業務執行者、社外取締役、監査役もしくはこれらに準ずる役職者、またはその出身団体の業務執行者、役員もしくは役員に準ずる役職者に該当しなくなってから10年以上が経過しており、かつ、当該出身会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役、監査役（社外監査役を含む）、執行役員もしくはこれらに準ずる役職、または当該出身団体の役員もしくは役員に準ずる役職を務める当社グループ出身者が当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職者に該当しなくなってから10年以上が経過している場合については、記載を省略する。

以上

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。